

議案第 4 1 号

ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

ひたちなか市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項（配偶者暴力防止等法）」を「第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を配偶者暴力防止等法）」に改める。

別表ひたちなか市営遠原台住宅の部を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項第8号イの改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

ひたちなか市営住宅設置及び管理条例新旧対照表

旧	新	備考																																												
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 次に掲げる者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>ウ 略</p> <p>(9) 略</p> <p>3 略</p> <p>別表（第3条，第46条，第49条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">位置</th> <th style="width: 25%;">汚水処理施設使用料</th> <th style="width: 25%;">駐車場使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市営第2ひばりヶ丘住宅</td> <td>ひたちなか市西十三奉行11332番地の1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市営遠原台住宅</td> <td>ひたちなか市平磯町858番地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市営平磯住宅</td> <td>ひたちなか市平磯町152番地の6</td> <td style="text-align: center;">2, 660</td> <td style="text-align: center;">1, 420</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	汚水処理施設使用料	駐車場使用料	略				ひたちなか市営第2ひばりヶ丘住宅	ひたちなか市西十三奉行11332番地の1			ひたちなか市営遠原台住宅	ひたちなか市平磯町858番地			ひたちなか市営平磯住宅	ひたちなか市平磯町152番地の6	2, 660	1, 420	略				<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 次に掲げる者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は<u>第10条の2</u>（これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>ウ 略</p> <p>(9) 略</p> <p>3 略</p> <p>別表（第3条，第46条，第49条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">位置</th> <th style="width: 25%;">汚水処理施設使用料</th> <th style="width: 25%;">駐車場使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市営第2ひばりヶ丘住宅</td> <td>ひたちなか市西十三奉行11332番地の1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市営平磯住宅</td> <td>ひたちなか市平磯町152番地の6</td> <td style="text-align: center;">2, 660</td> <td style="text-align: center;">1, 420</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	汚水処理施設使用料	駐車場使用料	略				ひたちなか市営第2ひばりヶ丘住宅	ひたちなか市西十三奉行11332番地の1			ひたちなか市営平磯住宅	ひたちなか市平磯町152番地の6	2, 660	1, 420	略				
名称	位置	汚水処理施設使用料	駐車場使用料																																											
略																																														
ひたちなか市営第2ひばりヶ丘住宅	ひたちなか市西十三奉行11332番地の1																																													
ひたちなか市営遠原台住宅	ひたちなか市平磯町858番地																																													
ひたちなか市営平磯住宅	ひたちなか市平磯町152番地の6	2, 660	1, 420																																											
略																																														
名称	位置	汚水処理施設使用料	駐車場使用料																																											
略																																														
ひたちなか市営第2ひばりヶ丘住宅	ひたちなか市西十三奉行11332番地の1																																													
ひたちなか市営平磯住宅	ひたちなか市平磯町152番地の6	2, 660	1, 420																																											
略																																														